

中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化やチーム数の減少傾向がみられている。また、学校部活動を指導する教員についても専門性を有する指導者の不足などの課題がある。そのため、生徒の興味・関心に応じて将来を見通した持続可能な学校部活動のあり方や学校部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制づくり（学校部活動の「地域展開」等）についての具体的な検討が急務とされている。

北斗市校長会では、市内中学校に通う中学生にとって、決して勝利至上主義に陥ることのない望ましい文化・スポーツ活動等が展開されるように、将来的な学校部活動の「地域展開」を見据えつつ、新たな部活動のあり方を創造する方策の一つとして「拠点校方式による部活動」を実施していくものとする。

※拠点校方式とは、生徒数の減少に伴うチーム数の減少や専門性を有する教員（指導者）の不足などにより、生徒の興味・関心に応じた学校部活動の運営が困難になっている場合に、「拠点校」として指定された学校が参加を希望する他の学校の生徒を受け入れる方式のこと

1 目的

北斗市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、将来的な学校部活動の「地域展開」へつなげる段階的な取組のひとつとして、「拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）」を実施し、持続可能な学校部活動のあり方や学校部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制づくりを目指す。

2 事業主体および実施主体

実施の事業主体は、北斗市校長会とする。また、実施主体は、北斗市立中学校（5校）とし、原則として毎年度ごと、拠点校部活動として実施する部活動について協議する。

3 実施種目と実施形式および拠点校について

実施種目	実施形式	拠点校	
野球(R6～)	全市（5校）	大野中学校	※1 拠点校は顧問の異動等で変更になることがある。 ※2 登録名（チーム名）は拠点校部活動であることがわかるものとする。
サッカー(R6～)	全市（5校）	上磯中学校	
合唱(R8～)	全市（5校）	上磯中学校	

4 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、必要に応じてその都度協議する。特に、公式な大会等へ参加する際、希望する生徒の参加が妨げられることのないよう留意する。

5 実施申請

北斗市校長会は、拠点校方式による部活動を紹介する文書等を作成し、生徒・保護者に配布・周知する。

参加希望生徒が在籍する学校（以下「在籍校」とする）の校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式1）を受け、事業目的および拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、拠点校となる学校の校長に申請書（様式2）を提出する。拠点校となる学校の校長が承諾すれば、在籍校の校長宛に承諾書（様式3）を提出する。

6 実施決定

北斗市校長会は、承諾書の提出をもって、不都合がなければ実施を認めるものとする。

7 拠点校部活動に参加できる生徒の条件

- (1) 在籍校において、生徒数の減少や専門性を有する教員（指導者）が不足し、自分の興味・関心に応じた学校部活動の運営が困難になっている生徒
- (2) 原則として、本人・保護者の責任のもと拠点校へ移動できる生徒
- (3) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導等に従うことへ同意した生徒
- (4) 在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒

8 参加生徒の活動について

- (1) 生徒が参加できるのは、1つの拠点校部活動とする。（1人1種目のみ）
- (2) 生徒は、拠点校における部活動の方針（きまり、活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- (3) 拠点校への移動は、原則として本人・保護者対応とする。（安全指導を徹底の上）
- (4) 活動を欠席する際は、生徒または保護者が拠点校へ連絡する。
- (5) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (6) 生徒または保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長が生徒の参加を中止することができる。
- (7) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。

9 在籍校および拠点校の連携

- (1) 在籍校および拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

10 大会・試合参加について

- (1) 各大会・試合等への参加にあたっては、主催者が定める大会要項に従う。
- (2) 中体連大会への参加については、北海道中学校体育連盟および日本中学校体育連盟が定める参加規程に従う。
- (3) 各大会・試合への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

1 1 事故への対応

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- (2) 移動中における事故・トラブルについては保護者の責任とするが、拠点校・在籍校が協力して指導・対応するものとする。
- (3) 活動中の事故（交通事故を除く）に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

1 2 参加申込手順（生徒・保護者）

- (1) 拠点校部活動への参加を希望する場合は、在籍校の校長に「参加申込書・保護者同意書」（様式1）を提出し、在籍校の承認を受ける。
- (2) 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し、活動を開始する。

1 3 その他

- (1) 当該年度の拠点校部活動実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は当該年度の活動内容に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 拠点校部活動の指導は、原則として拠点校の教員を中心にあたることとするが、場合によっては在籍校の教員が補助にあたる場合もある。（必要に応じて、市教委へ「兼職等承認願」を提出する）
- (4) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（管理職、部活動担当者、連絡担当者等）を決めておく。
- (5) 休日の活動については、教育委員会が段階的に進めている学校部活動の「地域展開」（地域クラブ活動）の取組への理解と協力を行うものとする。

【附則】 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
令和8年4月1日 一部改定